

平成22年度事業計画

1. はじめに

昨年9月の民主党を中心とした新しい政権が発足したことや、大手航空会社の経営破綻など環境が大きく替わりつつあり、建築界をめぐる社会状況は昨年と同様一段と厳しく、又一連の法改正に伴い我々を取り巻く環境が根本的に変わりつつある中において、地域社会の要望に応えるべく、弛まぬ努力と専門能力を活かし新しい時代を創造するための研鑽を積み重ねて行くことが急務であります。

平成20年11月に施行された改正建築士法に規定された法定団体としての体制づくり、法の円滑な施行に向けての努力、建築士事務所の健全な発展等に努める必要があります。

特に、管理建築士講習・建築士定期講習の実施、国土交通省告示第15号の普及徹底、重要事項説明の義務づけ等、団体としての自立的監督体制の確立を図り、業務の厳正な執行と職業倫理の周知徹底に努めることとする。

2. 事業計画

各委員会毎に策定

(1) 総務・財務委員会

- ①定款・法規・諸規定の整備
- ②会財務、収支予算の執行、決算報告の作成
- ③組織の拡充
- ④建築士事務所登録申請受付事務
- ⑤近畿ブロック協議会及び日本建築士事務所協会連合会の会務
- ⑥建築士事務所賠償責任保険への加入促進

(2) 業務・技術委員会

- ①官公庁との意見交換会の実施
- ②国土交通省告示第15号実施に向けての調査研究
- ③建築士事務所の業務改善に関する調査研究
 - ・建築関係法令、行政運営についての情報収集提供
 - ・建築士事務所の業務書式（建築設計監理契約書、重要事項説明書等等）の改善普及
 - ・建築士事務所の業務の品質確保に係わる事項の調査研究
 - ・プロポーザル方式とコンペ方式の調査研究
 - ・耐震関係業務発注に関する調査研究
- ④なら安全安心住まい・まちづくり協議会への参画

(3) 教育・情報委員会

- ①会員向け情報提供
- ②建築士事務所のデータベースの構築
 - ・会員の基礎的データの収集
 - ・建築士事務所の公開データベースの構築
- ③会員相互の情報交流ネットワークの構築
- ④建築士事務所の教育・研修等

- ・管理建築士講習の実施
 - ・建築士事務所にも所属する建築士への講習会の実施
 - ・建築士事務所の新人教育、OA化、情報管理システム導入等のインストラクションサービス
 - ・業務能力向上に資する研修・各種講習会の実施
- ⑤建築設計サポートセンター業務の実施

(4) 広報・渉外委員会

- ①会報誌「やまと」及び「会員名簿」等の編集発行、会員及び関係先への配布
- ②要望・陳情
 - ・国土交通省告示第15号の普及徹底要望運動の実施
 - ・建築設計監理業務の進歩改善と建築士事務所の健全な発展を図るため関係機関への要望、陳情の実施
- ③建築士事務所の業務及び協会のPR
- ④各委員会活動成果の周知

(5) 事業委員会

- ①建築建材工場等の見学会、説明会の実施
- ②会員相互の交流活動の実施（旅行、ゴルフ等）
- ③関係職域団体との交流・業務提携
- ④建築相談室の運営
- ⑤図書のパブリック及び販売促進

(6) 指導委員会

- ①建築士事務所の業務に関し、契約の内容の適性化その他設計等を委託する建築主の利益の保護を図るため必要な建築士事務所の開設者に対する指導、勧告、その他の業務
- ②建築士事務所の業務に対する設計等を委託する建築主等からの苦情解決業務
- ③建築士事務所の開設者に対する研修
- ④その他法定法人（建築士法第27条の2）の目的を達成するために必要な業務

(7) 耐震委員会

- ①耐震に関する相談窓口の開設
- ②耐震に関する行政運営への協力
- ③改修補強工法に関する調査研究

(8) 倫理委員会

- ①会員に対する倫理規程の普及・指導
- ②懲戒規程第3条に規定する懲戒の事由の調査